

令和8（2026）年度 認知症対応型サービス事業管理者研修開催要領

1 目的

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所を管理運営していく上で必要な知識及び技術を修得する。

2 実施主体

栃木県

3 実施機関

社会福祉法人恩賜財団済生会支部栃木県済生会
〔済生会高齢者ケアセンター内 とちぎ認知症介護研修センター〕

4 受講対象者

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者又は管理者になることが予定される者であって、かつ、認知症介護実践研修における実践者研修を修了している者。

5 研修日程、定員、会場、内容等

別紙「令和8（2026）年度認知症対応型サービス事業管理者研修概要」のとおり

6 申込方法

- 【提出書類】 別紙「令和8（2026）年度認知症対応型サービス事業管理者研修受講申込書」
【提出先】 管理者となる事業所を所管する市町の担当課
【申込方法】 管理者となる事業所を所管する市町の担当課が定める方法
【申込期間】 管理者となる事業所を所管する市町の担当課が定める日

※ 市町担当課に確認すること。

※ 市町から県への提出期間

〔第1回〕令和8（2026）年8月24日（月）から8月28日（金）

〔第2回〕令和9（2027）年1月8日（金）から1月15日（金）

※ 受講決定後の辞退等は他の受講希望者に対して迷惑となるので、研修日程等をよく確認の上、全課程受講可能である場合のみ、申し込むこと。

※ 申込書に記載する受講希望者の氏名（漢字の表記等）、生年月日は、正確に記入すること。

7 受講者の決定

- ・受講定員を超過した場合は、選考により受講者を決定する。
- ・受講の決定（可否）については、研修開始日の約2週間前までに申込者全員に通知する。
- ・上記「5」については変更となる場合があるので、受講決定通知を確認すること。

8 受講料

5,000 円

9 留意事項

研修参加にあたっては、以下の事項を遵守してください。

- ・体調の不調（発熱症状、せき及びくしゃみ等の症状）がないこと
- ・研修会場内でのマスク着用、手指の消毒、せきエチケット等の励行等の対策を講じること
- ・研修受講前2週間以内の海外渡航歴、新型コロナウイルス陽性者との接触がないこと

令和8(2026)年度 第1回 認知症対応型サービス事業管理者研修概要

- 1

日程

講義・演習 2日間
- 2

定員

40名
- 3

会場

栃木県庁 本館 6階会議室1
- 4

カリキュラム

【 1日目 】 令和8(2026)年9月29日(火)

時間	No.	科 目	目 的 及 び 内 容
9:10～9:20 9:20～9:30		・受付 ・オリエンテーション	
9:30～11:10 100分	1	地域密着型サービス基準について	・適切な事業運営を図るため、地域密着型サービスの目的や理念を理解する。 ・適切な事業所管理を行うため、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の各指定基準を理解する。
12:10～14:10 120分	2	地域密着型サービスの取り組みについて	・事業所からの実践報告を通じ、各事業のサービス提供のあり方について理解する。
14:20～16:20 120分	3	介護従事者に対する労務管理について	・労働基準法の規定に基づき、適切な介護従業者の労務管理について理解する。
16:20～16:30		事務連絡等	

【 2日目 】 令和8(2026)年9月30日(水)

時間	No.	科 目	目 的 及 び 内 容
9:10～9:20 9:20～9:30		・受付 ・オリエンテーション	
9:30～11:00 90分	1	権利擁護及びリスクマネジメントについて	サービス提供にあたり、各事業所の運営・管理に必要な事項について理解する。 ＜その他＞ ・ 権利擁護（高齢者虐待を含む）及びリスクマネジメント ・ 記録の重要性 など
11:10～12:40 90分	2	サービスの質の向上について	サービス提供にあたり、各事業所の運営・管理に必要な事項について理解する。 ＜サービスの質の向上＞ ・自己評価、外部評価の実施 ・サービスの質の向上と人材育成
13:40～15:40 120分	3	適切なサービス提供のあり方について	サービス提供にあたり、各事業所の運営・管理に必要な事項について理解する。 ＜地域などの連携＞ ・利用者の家族・地域・医療との連携 ・運営推進会議の開催
15:40～16:00		修了証交付 事務連絡	

令和8(2026)年度 第2回 認知症対応型サービス事業管理者研修概要

- 1 日程 講義・演習 2日間
- 2 定員 40名
- 3 会場 栃木県庁 研修館402
- 4 カリキュラム

【 1日目 】令和9(2027)年2月16日(火)

時間	No.	科 目	目 的 及 び 内 容
9:10～9:20 9:20～9:30		・受付 ・オリエンテーション	
9:30～11:10 100分	1	地域密着型サービス基準について	・適切な事業運営を図るため、地域密着型サービスの目的や理念を理解する。 ・適切な事業所管理を行うため、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の各指定基準を理解する。
12:10～14:10 120分	2	地域密着型サービスの取り組みについて	・事業所からの実践報告を通じ、各事業のサービス提供のあり方について理解する。
14:20～16:20 120分	3	介護従事者に対する労務管理について	・労働基準法の規定に基づき、適切な介護従業者の労務管理について理解する。
16:20～16:30		事務連絡等	

【 2日目 】令和9(2027)年2月17日(水)

時間	No.	科 目	目 的 及 び 内 容
9:10～9:20 9:20～9:30		・受付 ・オリエンテーション	
9:30～11:00 90分	1	権利擁護及びリスクマネジメントについて	サービス提供にあたり、各事業所の運営・管理に必要な事項について理解する。 ＜その他＞ ・ 権利擁護（高齢者虐待を含む）及びリスクマネジメント ・ 記録の重要性 など
11:10～12:40 90分	2	サービスの質の向上について	サービス提供にあたり、各事業所の運営・管理に必要な事項について理解する。 ＜サービスの質の向上＞ ・自己評価、外部評価の実施 ・サービスの質の向上と人材育成
13:40～15:40 120分	3	適切なサービス提供のあり方について	サービス提供にあたり、各事業所の運営・管理に必要な事項について理解する。 ＜地域などの連携＞ ・利用者の家族・地域・医療との連携 ・運営推進会議の開催
15:40～16:00		修了証交付 事務連絡	